

3 重大事態への対処

(1) 学校又は学校の設置者（教育委員会及び学校法人）による調査

①重大事態の発生と調査

ア. 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
 - その他の場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
 - ・事実関係が確定していないが「疑い」のある場合
- ※重大事態の申立てがあったが、いじめの事実等を確認できていない場合は、必要に応じて、まず、法第23条第2項を踏まえた調査を実施し、事実関係の確認を行う。

イ. 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに（7日以内）発生の報告を行う。
 - ・県立学校 → 教育委員会 → こども未来課 → 知事
 - ・私立学校 → 学校法人 → 学事振興課 → 知事

ウ. 調査の趣旨及び調査主体について

- 法第28条の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的するものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。
- 調査の主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。

- 学校が主体となって調査を行う場合、学校の設置者は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- 学校の設置者が主体となって行う場合は、次の通りである。
 - ・学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
 - ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

工. 調査を行う組織

- 特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織（いじめ対策（調査）委員会等）となるよう努める。第三者とは、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をいう。
- 学校主体の場合
 - ①いじめ対策委員会方式
 - ・各学校に設置されているいじめ対策委員会の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織
 - ②第三者委員会方式
 - ・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織
- 学校の設置者主体の場合
 - ①教育委員会方式
 - ・教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織
 - ②第三者委員会方式
 - ・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織
- 組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態
 - ①対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
 - ②対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
 - ③これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

才. 事実関係を明確にするための調査の実施

○ 対象児童生徒・保護者に対する事前説明

①重大事態に当たると判断した後、速やかに説明・確認する事項

- ・重大事態の別（法第28条第1項第1号・2号）
- ・調査目的
- ・調査組織の構成に関する意向の確認
- ・調査事項の確認
- ・調査方法や調査対象者について確認
- ・窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

②調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項

- ・調査の根拠・目的
- ・調査組織の構成
- ・調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ・調査事項・調査対象
- ・調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）
- ・調査結果の提供
- ・調査終了後の対応

○ 調査の実施・流れ

①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認

- ・当該学校の生徒指導体制及び学校いじめ防止基本方針
- ・年間の指導計画
- ・各委員会の議事録及び過去のアンケート、面談記録等

②対象児童生徒・保護者からの聞き取り

③聞き取りやアンケート調査等の実施

- ・教職員からの聞き取り
- ・関係児童生徒からの聞き取りやアンケート調査の実施
- ・学校以外の関係機関への聞き取り

④事実関係の整理（必要があれば追加で聞き取り等を実施）

⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

⑥報告書の作成、取りまとめ

カ. 調査報告書の作成

○ 報告書の共通事項

①重大事態調査の位置付け

- ・重大事態の別（1号・2号）
- ・重大事態の認定日

②調査の目的、調査組織の構成

③当該事案の概要

④調査の内容

⑤当該事案の事実経過

⑥当該事案の事実経過から認定しうる事実

⑦学校及び学校の設置者の対応

⑧当該事案への対処及び再発防止策の提言

○ 対象児童生徒が自殺している場合（自殺が疑われる場合を含む）

- ・背景調査の指針を踏まえ、次の①②を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

①自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）

②自殺の再発防止・自殺予防のための改善策

○ 対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合

- ・学びの継続に向け、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習面・健康面等について今後の支援方策を検討し、上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

○ 事実関係の確認・整理

- ・いじめと考えられる行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員はどのように対応したか、日頃の学校によるいじめ防止等の対策にどのような課題があったかなどについて可能な限り網羅的に明らかにする。
- ・個人的な背景（発達的な特徴、性格的特性や疾患等）及び家庭での状況（家庭環境、直近の家庭での出来事等）なども併せて調査することが望ましい。
- ・調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめることが考えられる。ただし、事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場

合等も想定されるため、事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避ける。

(2) 調査結果の説明・公表

ア. 対象児童生徒・保護者に対する調査結果の説明

- 学校又は学校の設置者は、対象児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。
- 調査結果の説明の方法は、基本的には、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する方法が考えられ、これらの資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。
- ただし、調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明することが考えられるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

イ. 対象児童生徒・保護者による知事への調査結果に対する所見書の提出

- 調査主体から、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を知事に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて知事へ提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示すことが望ましい。

ウ. いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

- いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。
- 対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行うことが必要である。

エ. 知事への報告

- 知事へ調査結果を説明する。原則として、学校の設置者が行う。
- 対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する。
- 調査結果の報告は、下記の通り。
 - ・ 県立学校 → 教育委員会 → こども未来課 → 知事
 - ・ 私立学校 → 学校法人 → 学事振興課 → 知事

オ. 調査報告書の公表

- 公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。

カ. 個人情報保護法に基づく基本的な対応

- ・令和5年4月より、改正個人情報保護法が施行され、これまで別々の法令に基づいて各学校の設置者が取り扱っていた個人情報の取扱いは、個人情報保護法に一元化された。
- ・重大事態調査においては、その調査の過程で児童生徒等の個人情報を取り扱うこととなるため、調査主体及び調査組織において、個人情報保護法の規定に基づいて対応することが求められる。調査結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・廃棄等も適切に行う必要がある。

(3) 知事による再調査

①再調査を行う必要があると考えられる場合

- 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと知事が判断した場合
- 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、知事が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- 調査組織の構成について、知事が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合
- ※ 構成員は、職能団体や大学、学会からの推薦等による、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- ※ 対象児童生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等を説明する。

②再調査の結果を踏まえた対応等

- 再調査結果を取りまとめた後は、対象児童生徒・いじめを行った児童生徒・保護者へ説明する。
- 県立学校について再調査を行ったとき、その結果を議会に報告する。
- 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。